

山口県報

令和4年
8月23日
(火曜日)

目次

- 告示
救急病院の認定(医療政策課).....
- 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課).....
- 周南都市計画道路の変更(都市計画課).....
- 公告
国営緊急農地再編整備事業(南周防地区葛岡・瓜迫換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).....



山口県告示第百五十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	認 定 が 効 力 を 有 す る 期 限
山口大学医学部附属病 院	宇部市南小串一丁目一番一号	令和七、八、一〇
医療生活協同組合健文 会宇部協立病院	五十目山町一六番二三号	〃 〃 〃
医療法人聖比留会厚南 セントヒル病院	大字妻崎開作一〇八	〃 〃 〃
光市立大和総合病院	光市大字岩田九七四	一〇、三

山口県告示第百五十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和四年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 域	区 分
野波瀬区域 蓋井島区域 下関区域	主としてまき網又は船びき網を使用して営む漁業 法第百四条第二号に掲げる漁業 総トン数十トン以上の漁船により、まき網を使用して営む漁業及び総トン数十トン以上の漁船により、主としてえ縄を使用してふぐをとることを目的とする漁業

山口県告示第百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 都市計画の種類及び名称
周南都市計画道路三・三・二百五国道山手線
- 変更の内容
区域の変更
- 都市計画の種類及び名称
周南都市計画道路三・四・二百四妙見通線

二 変更の内容

位置、区域及び構造の変更



(一四八) 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区葛岡・瓜迫換地区) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区葛岡・瓜迫換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

国営緊急農地再編整備事業(南周防地区葛岡・瓜迫換地区) 換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年八月二十四日から同年九月十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課